

令和8年度の介護保険料の特例措置等について

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられますが、介護保険法施行令改正に基づき、令和8年度介護保険料の算定に限り、給与所得控除額引き上げを無かったものとする措置（特例措置）が適用されています。

これにより、市民税は非課税でも、介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。

特例措置の対象となる方は次のとおりです。

<特例措置の対象となる方>

第1号被保険者本人及び同じ世帯の方で、以下の条件をどちらも満たす方

- ・令和8年1月1日及び令和8年4月1日時点でかほく市に住民登録がある
- ・令和7年中（令和7年1月～12月）の給与収入が55万1,000円以上190万円未満である

※当てはまらない方は、影響を受けません。

また、令和7年度・8年度のどちらも市民税非課税の方については、税制改正後の給与所得控除額で判定した所得金額により保険料を算定しています（特例減免）。

特例減免対象者の方については、あらかじめ減免を適用した後の保険料を通知します。

<Q&A>

Q1.なぜ特例措置を行うのですか。

A1.令和7年度税制改正により、介護保険事業の運営に支障が生じることが無いよう、国が介護保険法施行令を改正し、介護保険料の算定において、令和8年度に限り、特例措置を実施することになりました。

Q2.なぜ特例減免を行うのですか。

A2. 令和7年度の市民税が非課税であった方が、非課税基準の範囲内で就労収入を増やした場合に、所得段階別の介護保険料で不利になる場合があることから、これを防ぐために、令和8年度に限り特例減免を実施することになりました。

Q3.自分の介護保険料に、特例措置や特例減免が適用されているかどうかは、どのようにして分かりますか。

A3. 令和8年7月中旬以降に、介護保険料決定通知書を送付します。令和8年度の介護保険料に特例措置や特例減免が適用されている方の決定通知書には、「保険料算定の基礎」欄の下部に、以下のような記載がされています。

＜特例措置が適用されている方＞

「※介護保険法施行令附則第二十四条及び二十五条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。」

＜特例減免が適用されている方＞

「※介護保険法施行令附則第二十四条及び二十五条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。（特例減免）」

Q4.特例措置や特例減免の適用を受けるには、申請が必要ですか。

A4.市民税の情報を基に自動適用するため、申請は不要です。

Q5. この特例措置及び特例減免は、今後も続きますか。

A5. 令和8年度分の介護保険料に限り実施します。令和9年度分以降は、税制改正後の基準に基づいて保険料を算定します。